

源泉所得税

(3) 配当所得の課税状況

区 分	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額
	千円	千円
利益又は利息の配当、 剰余金の分配、 基金利息の分配、 特定証券投資法人 の投資口の配当等	一般課税分	5,407,486,969
	源泉分離(選択) 課税適用分	—
	非課税分	881,601,227
	小 計	6,289,088,196
公募・私募証券投資 信託の収益の分配 及び特定株式投資 信託の収益の分配	一般課税分	230,698,978
	源泉分離(選択) 課税適用分	—
	非課税分	205,840,496
	小 計	436,539,474
計	6,725,627,670	831,164,788

調査対象：平成16年分について、平成17年4月30日までに「法定資料の合計表（配当等の支払調書）」の提出のあったもの及び平成16年2月から平成17年1月までに「配当等の所得税徴収高計算書」の提出のあったもの

(4) 配当所得の源泉徴収税額の累年比較

区 分	平成12年分	平成13年分	平成14年分	平成15年分	平成16年分
	千円	千円	千円	千円	千円
利益又は利息の配当、 剰余金の分配、 基金利息の分配、 特定証券投資法人の 投資口の配当等	一般課税分	431,835,940	522,810,873	561,148,269	573,182,964
	源泉分離 (選択) 課税適用分	16,643,884	15,711,013	15,558,438	7,797,005
	小 計	448,479,824	538,521,886	576,706,707	580,979,969
公募・私募証券投資信託の 収益の分配及び特定株式 投資信託の収益の分配	194,249,047	33,342,111	36,097,742	74,821,966	21,502,205
計	642,728,871	571,863,997	612,804,449	655,801,935	831,164,788

(5) 報酬・料金等の課税状況

区 分	人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	
	人	千円	千円	
法第204条該当	原稿料、作曲料、放送謝金等の報酬又は料金	3,001,548	811,486,792	86,059,937
	弁護士、税理士等の報酬又は料金	1,443,229	1,040,425,840	112,851,105
	診 療 報 酬	31,933	457,851,371	39,214,395
	職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料金	1,025,058	1,171,893,074	68,514,596
	芸能等についての出演等の報酬又は料金	365,267	255,796,189	26,521,873
	バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料金	65,915	144,611,896	9,876,804
	契 約 金 ・ 賞 金	42,526	93,997,422	6,142,824
	小 計	5,975,476	3,976,062,584	349,181,534
法第203条の2該当	公 的 年 金 等	41,185,177	40,823,225,944	221,031,452
法第207条該当	生命保険契約等に基づく年金	6,382,896	3,062,909,849	15,796,384
法第174条該当	馬主に支払われる競馬の賞金等	13,070	42,691,603	2,441,245
	計	53,556,619	47,904,889,980	588,450,615
	災害減免法により徴収猶予したもの	—	—	—

調査対象：平成16年分について、平成17年4月30日までに「法定資料の合計表（報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書）」の提出のあったもの

(注) この表の「人員」に関する部分は、標本調査に基づく推計値である。

(6) 報酬・料金等の源泉徴収税額の累年比較

区 分	平成12年分	平成13年分	平成14年分	平成15年分	平成16年分	
	千円	千円	千円	千円	千円	
法第204条該当	原稿料、作曲料、放送謝金等の報酬又は料金	76,133,171	86,016,676	84,756,465	82,798,004	86,059,937
	弁護士、税理士等の報酬又は料金	100,038,996	114,170,398	111,936,891	109,150,889	112,851,105
	診 療 報 酬	47,077,374	46,369,632	44,657,240	40,851,020	39,214,395
	職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料金	102,366,200	73,845,189	71,111,374	71,334,887	68,514,596
	芸能等についての出演等の報酬又は料金	27,459,171	28,600,839	27,986,221	25,389,674	26,521,873
	バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料金	5,809,478	9,333,465	9,586,190	8,981,266	9,876,804
	契 約 金 ・ 賞 金	7,323,242	6,877,881	6,649,696	6,479,926	6,142,824
	小 計	366,207,632	365,214,080	356,684,077	344,985,666	349,181,534
法第203条の2該当	公 的 年 金 等	200,882,849	201,925,446	211,459,801	212,886,021	221,031,452
法第207条該当	生命保険契約等に基づく年金	6,760,355	13,202,076	12,810,549	14,519,805	15,796,384
法第174条該当	馬主に支払われる競馬の賞金等	16,967,617	27,672,207	26,285,685	9,142,318	2,441,245
	計	590,818,453	608,013,809	607,240,113	581,533,810	588,450,615
	災害減免法により徴収猶予したもの	—	—	—	17	—